解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年十一月二十日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

高知県四万十市田野川甲一八三四番地

清算法人中村市田野川甲土地改良区

代表清算人　柿内　充弘

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

鹿児島県鹿屋市寿二丁目一七番五号

財団法人鹿児島県立鹿屋農業高等学校学友会

清算人　峰元　昭二

解散公告（第三回）

当組合法人は、平成二十四年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

沖縄県宮古島市城辺字長間二一九五番地の一

農事組合法人クマザ果樹生産組合

清算人　下里　勝明

第八十一期決算公告

平成二十四年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	
流動資産	千円
固定資産	五一四、八九六
資産の部合計	四、〇四六、九五五
負債の部	四、五六一、八五二
流動負債	千円
固定負債	三六四、〇一二
負債の部合計	三、三五二、五一八
純資産の部	三、七一六、五三〇
株主資本	千円
資本金	八四五、三二一
利益剰余金	一三五、〇〇〇
利益準備金	七一〇、三二一
その他利益剰余金	三三、七五〇
繰越利益剰余金	六七六、五七〇
（うち当期純利益）	（一四、七二六）
純資産の部合計	八四五、三二一
負債・純資産の部合計	四、五六一、八五二

平成二十四年十二月十七日

大阪市福島区野田一丁目一番八六号

大阪中央冷蔵株式会社

代表取締役社長　奈良　正志

配当公告

鹿児島県霧島市国分川原一〇四九番地

破産者　株式会社西中製作所

右の者に対する鹿児島地方裁判所加治木支部平成二十三年（フ）第一九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一六〇、一一五、三〇三円

一、配当することのできる金額

金三二、一八九、八一二円

平成二十四年十二月十七日

鹿児島市易居町一〇番四号　グランドパレス六〇三号

破産管財人　鳥丸　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市文京台東町二七番地四、最後の住所北海道江別市文京台東町二七番地の四　被相続人　亡　竹村　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

札幌市中央区大通西二七丁目一番七―三〇二号

相続財産管理人　蛭田清樹郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字奥内字近川八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉山　粛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

青森県むつ市金谷二丁目一―二七　中央ビル二階

相続財産管理人　弁護士　石田　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区新田二丁目三二四番地の二、最後の住所宮城県多賀城市高橋字門間田一番地の一特別養護老人ホーム多賀城苑　被相続人　亡　岩崎　萩野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭コーポラス四〇二

相続財産管理人　弁護士　宮部　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷一三九〇番地、最後の住所埼玉県春日部市小渕一三九五番地二　被相続人　亡　飯塚　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一一番一号南越谷株竹ビル三階　栄光法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤田　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市連雀町二三番二二、最後の住所埼玉県川越市神明町五八番地二サンモールプラザＡ一〇三号室　被相続人　亡　塚本　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

埼玉県川越市脇田本町一五―一八ニューパレスビル三階　埼玉川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　太司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市八幡二一八一番地一、最後の住所千葉県市原市八幡二一八一番地一グランコート浜野Ⅱ―八〇六号　被相続人　亡　小松　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西落合四丁目一七番、最後の住所東京都新宿区西落合四丁目一七番一二号　被相続人　亡　五由出ユキエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十七日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

第61期決算公告

平成24年12月17日　東京都江戸川区西一之江２丁目23番13号

千代田エナメル金属株式会社

代表取締役社長　吉岡伸一郎

貸借対照表の要旨　（平成24年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	964,380	流動負債	117,616
固定資産	1,260,368	固定負債	67,426
繰延資産	12,461	株主資本	2,070,950
		資本金	45,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	2,010,950
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	1,999,700
		（うち当期純損失）	(61,431)
		評価・換算差額等	△18,783
		その他有価証券評価差額金	△18,783
資産合計	2,237,210	負債・純資産合計	2,237,210